

## 地域包括支援センターが担う新たな業務について（報告）

## ● 生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーター業務（第2層）

- (1) 業務委託期間 平成28年10月 1日～平成29年 3月31日 ※以降当分の間は継続委託予定  
 (2) 業務委託料 1,128,571円（10～3月分）  
 (3) 業務の概要

平成27年4月の改正介護保険法により、市町村が行う地域支援事業として新たに、「生活支援体制整備事業」を行うこととされた。（別紙1参照）

本事業の概要等は下記のとおり。

- 単身高齢世帯や高齢者夫婦のみ世帯の増加、介護度合いが軽度の高齢者が増加するなか、地域住民やボランティア、NPO、民間企業など多様な主体が、多様な生活支援・介護予防サービスを提供することが必要である。  
 （端的な例は、地域サロン、通いの場、見守り活動など。有償・無償は問わない）
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加することや社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 市町村は、多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを促進するための手段として、第1層（市全域）と第2層（日常生活圏域）ごとに  
**① 生活支援コーディネーターの配置 ② 協議体の設置**を行い、生活支援・介護予防の基盤整備（＝地域の支え合い体制の構築）の取組みを推進する。
- 市では、第1層の取組みとして、平成27年6月に①の配置（業務委託）および②の設置を行い、これまで、町会等へ地域の助け合い活動に関するアンケート調査の実施、ボランティア養成講座の企画・運営などを行ってきた。
- この度、第2層の①は、地域包括支援センターがこれまで果たしてきた役割や実績等を踏まえ、コーディネーター自体を各センター（運営法人に業務委託）とし、②は、コーディネーター業務を受託する各センターが設置・運営することとした。  
 今後は第1層・第2層のコーディネーターが連携して業務を進める。（別紙2参照）

## 【コーディネーター・協議体の状況】

区分	生活支援コーディネーター業務委託先（コーディネーター）	協議体
第1層	NPOサポートはこだて（丸藤 競 氏）	函館市地域支えあい推進協議体
第2層	各地域包括支援センター （コーディネーターは個人とせず、センターとする）	各センターが設置・運営 （地域ケア会議の活用可能）

## 【生活支援コーディネーター業務（第2層）の内容】

- (1) 地域のニーズと地域資源状況の見える化、問題提起
- (2) 地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ
- (3) 関係者のネットワーク化
- (4) 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
- (5) 生活支援の担い手の養成やサービスの開発
- (6) ニーズとサービスのマッチング
- (7) 協議体の設置・運営

## 【今年度のスケジュール】

- 10～12月 地域のニーズ・課題・地域資源の整理、協議体の人選・運営準備  
 1～3月 協議体の開催、解決策の検討

## 多様な主体による生活支援・介護予防サービスの重層的な提供

○高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援

- ・介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
- ・「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や協議体の設置などに対する支援



## 生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

**生活支援・介護予防の体制整備に向けた取組**

(1) **生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置** ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域に不足するサービスの創出</li> <li>○ サービスの担い手の養成</li> <li>○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係者間の情報共有</li> <li>○ サービス提供主体間の連携の体制づくり など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など</li> </ul>

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の日常生活圏域（中学校区域等）があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心  
 ② 第2層 日常生活圏域（中学校区域等）で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開  
 ※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援・介護予防サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外

+

(2) **協議体の設置** ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

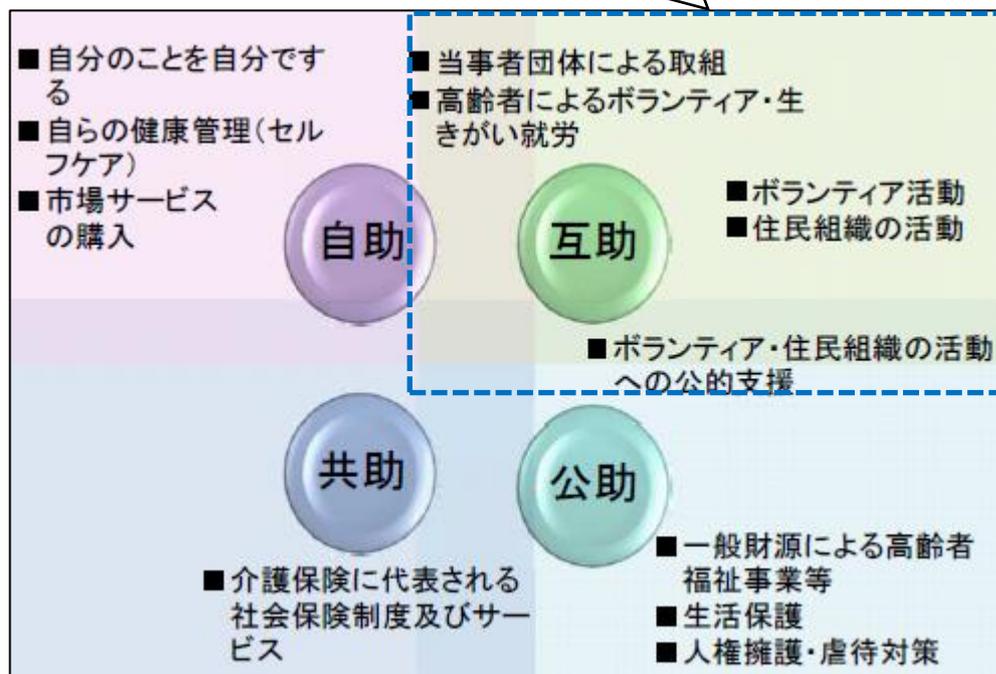
NPO    民間企業    協同組合    ボランティア    社会福祉法人 等

※ コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

# 1 第1層・第2層が連携した業務の進め方について

## (1) 生活支援体制整備事業の目的

生活支援体制整備事業の目的は、  
高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化 と 高齢者の社会参加  
を推進し、この部分を広げていくこと。  
※高齢者が社会参加することで介護予防につながる



※「自助・互助・共助・公助」からみた地域包括ケアシステム (厚生労働省資料抜粋)

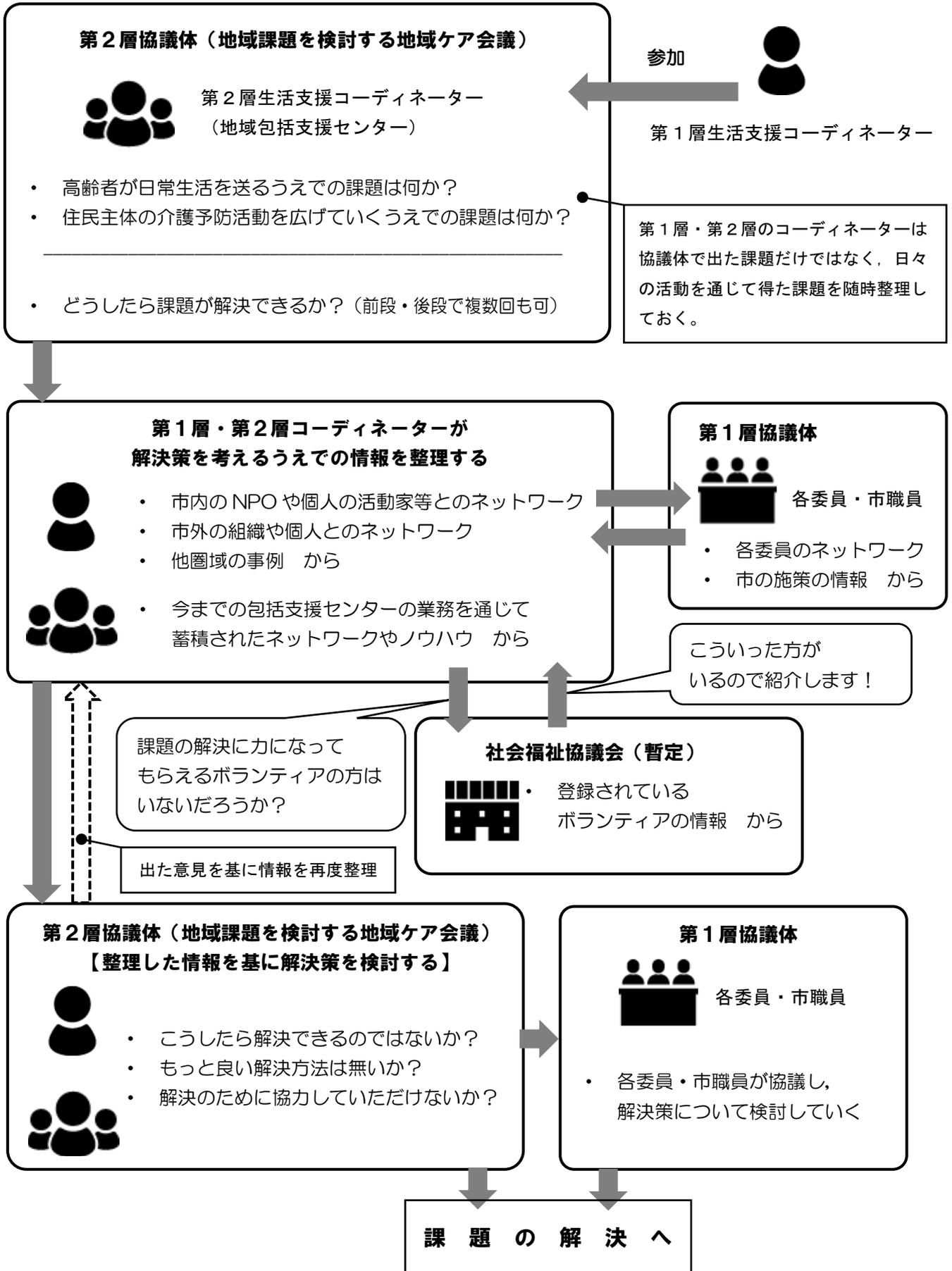
上記の「高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化」と「高齢者の社会参加」を推進していくのが、第1層(市全域)・第2層(日常生活圏域)の生活支援コーディネーターと協議体である。

基本的には、第1層・第2層の生活支援コーディネーターが、

- ・ 地域における支えあいの普及啓発
- ・ 高齢者の日常生活上の課題解決
- ・ 住民主体の介護予防活動(通いの場・サロン等)の拡充
- ・ 高齢者の生活支援・介護予防の活動に取り組む担い手の育成

について、協議体と情報共有・連携を図りながら取り組んでいくものである。

(2) 第1層・第2層が連携した業務の進め方



## 2 第2層生活支援コーディネーター業務に関する補足

### (1) コーディネーターの立場について

コーディネーターは『地域住民が主体となつて行うサービス・支援体制を組み立てる者』であつて、『地域におけるサービス・支援を直接提供する者』ではない。また、サービス・支援体制を組み立てるに当たってはコーディネーターだけで行うものではなく、地域住民との協議（第2層協議体）の中で解決策を導くことで、住民の自発性を引き出すと同時に達成感を共有することが重要である。

### (2) 『第2層協議体』と現行の『地域課題を検討する地域ケア会議』との関係について

両者の目的は下記のとおり極めて類似していることから、両者を同一のものとして取り扱うことは可能である。

種 別	目 的
第2層協議体	多様な主体間の情報共有および <u>連携・協働による（日常生活支援上の）体制整備の推進</u>
地域課題を検討する地域ケア会議	1. 個別ケースの支援内容の検討を通じた、 ①地域の介護支援専門員の、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援 ② <u>高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築</u> ③個別ケースの課題分析等を行うことによる <u>地域課題の把握</u> 2. <u>地域づくり、資源開発</u> 並びに政策形成など、地域の実情に応じて必要と認められる事項

### (3) 協議体の内容および開催数について

協議体の内容は大きく **課題の把握→課題解決に向けた意見集約→解決策の検討** の3段階

だが、段階ごとに1会議である必要は無い。『課題の把握』のための会議を複数回に渡って開催しても良いし、『課題の把握』と『課題解決に向けた意見集約』を1回の会議で開催しても良い。

### (4) 協議体の構成員について

従前からのメンバー（町会・在宅・民生委員等）のほか、個人・団体に限らず地域福祉活動に取り組んでいる方を招集するのが望ましい。なお、構成員の職業・人数等についての制限は無い。